

主 題	平成30年度「建設工事における技術力向上」研修会に参加しました。 (江迎労働基準監督署)		
実施日	平成30年8月21日	開催場所	県北建設会館
出席者数	20社(57人)	主 催	一般社団法人 長崎県建設業協会北部支部

参加目的(趣旨)

建設工事現場における労働者の安全衛生意識の高揚と労働安全衛生法施行令の一部を改正される政令等を周知することを目的として開催された研修会に講師として参加しました。

概要

当研修会では出席された建設業関係者に対して江迎労働基準監督署管内の労働災害発生状況を説明し、2019年(平成31)2月1日より施行される労働安全衛生法に関連した政・省令等の内容を中心にリーフレット等を活用して説明を行いました。

今回の改正では、安全帯が「墜落制止用器具」に名称が変更されます。また、高さが2メートル以上の作業箇所での墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合であって、足場を組み立てる等の措置が困難な場合は、原則としてフルハーネス型の墜落制止用器具を使用しなければなりません。

今後とも、墜落による危険のおそれに応じた性能を有する適切な墜落制止用器具の選定をお願いします。

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります!
～安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正のポイント

- 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します(労働安全衛生法の改正)
 - 「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
 - 「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

安全帯	→	墜落制止用器具	◎には墜落を制止する機能がないことから、改正後は◎と△のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。
① 胴ベルト型(一本つり)	◎	胴ベルト型(一本つり)	
② 胴ベルト型(U字つり)	△	×	
③ ハーネス型(一本つり)	◎	ハーネス型(一本つり)	
- 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります(労働安全衛生法の改正、ガイドライン(※)の策定)
 - 墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の適用率が90%以上の高所に設置する全ての作業(高さ6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。
- 「安全衛生特別教育」が必要(労働安全衛生法の改正)
 - 以下の労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。
 - ▶ 墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。
 - 【特に危険性の高い業務】とは、高さ2メートル以上の高所において、作業床を敷くことが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く)などの業務をいいます。

※1)労働安全衛生法施行令、(※2)労働安全衛生規則、(※3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン、(※4)建設業特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いします。

政令等の改正について P2～
ガイドラインについて P4～

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 H30.6



